

境界問題相談センターぐんま手数料規程

第1章 手数料等

(相談手数料)

第1条 相談者は、相談の申込みの際し、相談手数料を境界問題相談センターぐんま（以下「本センター」という）に納付しなければならない。

2 本センターは相談の受付をした後は、相談手数料を返還しない。

(基本調査手数料)

第2条 相談員が実施する基本調査の費用は相談者の負担とし、相談時に納付する。

2 受領した基本調査費用は、原則として返還しない。

3 「境界センター」は、内容の複雑な事件であって、調査資料を追加しなければならないときは理由を説明し、調査費用の見積額を提示して、その費用を申立人又は相手方も若しくは双方から徴収することができる。

(調停申立手数料)

第3条 調停の申立人は、調停申立ての際し、申立手数料を本センターに納付しなければならない。

2 本センターは調停申立書を受領した後は申立手数料を返還しない。ただし、相手方が調停期日に出頭しない等調停に応ずる意思がないと認められて調停手続が終了したときは、その一部（20パーセント）を除き返還することができる。

(調停期日手数料)

第4条 当事者は、調停期日毎に期日手数料を本センターに対し、期日開始前に納付しなければならない。

2 第1回目の期日手数料は申立人のみ負担し、第2回目期日以降は当事者各自負担する。当事者のうち一方が、他方の期日手数料を負担する旨を本センターに対して申し出、他方がこれに異議を述べない場合には、申し出た当事者は、本センターに対し、自らの期日手数料に加えて他方の期日手数料を納付することができる。但し、他方が欠席した場合は相手方の期日手数料は返還する。

(調停成立手数料)

第5条 当事者は、合意に達したときは成立手数料を本センターに対し、和解契約書調印時までに納付しなければならない。

2 調停員会は、前項の成立手数料につき、調停成立時までに当事者間の負担割合を決定する。

(調停手続における調査測量及び鑑定手数料)

第6条 調停委員会が実施する調査測量及び鑑定手数料は、調査測量実施員あるいは鑑定実施員の意見を聞いて、調停委員会が決定する。

2 調停員会は、前項の手数料につき当事者間の負担割合を決定する。

3 当事者は、調査測量及び鑑定の手数料につき第2項の負担割合に応じた金額を本センターに予納しなければならない。

(解決処理費用)

第7条 和解契約に基づく解決処理費用は成立時までに当事者は予納しなければならない。

(その他の費用)

第8条 調停員の実施する基本調査の手数料、調停員の出張旅費、宿泊費、その他の諸費用は、当事者の負担とする。

2 調停員は、前項の諸費用につき当事者間の負担割合を決定する。

3 当事者は、諸費用につき前項の負担割合に応じた金額を本センターへ予納しなければならない。

4 調停員は、諸費用につき調停手続終了時に当事者間の負担割合を変更することができる。

第9条 第1条ないし第7条に定める手数料及びその他の費用の額は別表Ⅰによる。

(事前相談手数料)

第9条の2 事前相談の費用は無料とする。

第2章 報酬

(委員の報酬)

第10条 運営委員、相談員、調停員の報酬額は別表Ⅱによる。

第3章 事務負担金

(事務負担金)

第11条 調査・測量・鑑定実施者は、その報酬額の10%を事務負担金として納付しなければならない。

(規定の改廃)

第12条 この規程の改廃は本センター運営委員会の決議による。

附 則

この規程は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

別表 I

規定	手数料の種類	金額(税込み)	負担者
第1条関係	相談手数料	15,000円(1回につき)	相談者
第2条関係	基本調査手数料	実費等	相談者
第3条関係	調停申立手数料	15,000円 但し、相手方が承諾しなかった場合は半額(7,500円)を事務手数料としてセンターが受領し、残額(7,500円)を返金します。	申立人
第4条関係	調停期日手数料	第1回期日 10,000円 第2回期日以降 申立人 10,000円 相手方 10,000円	申立人 当事者
第5条関係	調停成立手数料	第3回期日まで成立 100,000円 第5回期日まで成立 130,000円 以下、期日増すごとに20,000円追加。事案によっては運営委員会の協議とする。	当事者
第6条関係	調査・測量・鑑定手数料	実費(見積りにより提示)	当事者
第7条関係	解決処理費用 (登記費用・工事費・和解契約に基づく費用)	実費(見積りにより提示)	当事者
第8条関係	その他費用	実費	当事者